

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

多重債務

複数の借入先から借金を繰り返して「多重債務」に陥り、返済が困難になってしまうケースが後を絶ちません。中には、家庭崩壊や自殺等に追い込まれる深刻なケースもあります。



借金問題は早めに相談しましょう!

債務整理には4つの解決手段があります。

任意整理

弁護士や司法書士が借主の代理人として貸主と交渉し、借金の減額を図ります。和解が成立したら計画に基づき分割で支払っていきます。

個人再生

弁護士や司法書士に依頼し、裁判所を通じて借金を減らし、減額後の債務を分割で3年間支払っていきます。

特定調停

簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と話し合って返済条件等を変更し、経済的立ち直りを目指します。

自己破産

裁判所を通じて借金をなくす手続きです。免責決定により債務を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

一人で悩まずに相談してください。



あきらめないで、
まず相談!

宮崎県消費生活センター
☎ 0985-25-0999

都城支所
☎ 0986-24-0999

延岡支所
☎ 0982-31-0999

